

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	20 件

神奈川県国民年金 事案 1519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から同年7月まで
② 昭和53年8月
③ 昭和60年3月

昭和50年5月から同年7月までの期間については、成人式出席のため実家に帰ってきた時に、母親から国民年金に加入するよう勧められ、村役場に行き、自分で加入手続きを行い、保険料を納付した。

昭和53年8月についても、会社を辞めた翌月に再就職したので、厚生年金保険の期間はつながっていると思っていたし、もし、そうでなくても国民年金の納付書が来れば、保険料を納付していたはずだ。

昭和60年3月については、再就職先の会社から国民年金に加入するよう指導され、市役所に行き、加入手続きを行い、送られてきた納付書により保険料を納付していた。申立期間が未加入期間及び未納期間であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人は、昭和60年3月に会社を退職後、再就職先の会社から国民年金に加入するよう指導され、市役所で加入手続きを行い、その後、納付書により金融機関及び市役所で、保険料を毎月納付していたと主張しているところ、これらの申立内容は具体的かつ詳細であり、不自然さは見られない。

また、申立人が、申立期間当時、納付したとしている1か月の保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立期間③は1か月と短期間であるとともに、その後、保険料

の未納期間は無く、かつ、厚生年金保険から国民年金への切替え及び免除申請の手続も適切に行っている。

2 一方、申立期間①について、申立人の資格取得日は、本来なら昭和 50 年 5 月 2 日となるはずが、同年 8 月 1 日とされていることについては不明であるが、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている「初めて被保険者になった日」と社会保険庁の記録とが一致し、かつ、申立人が提出した領収書によると、50 年 8 月から 51 年 3 月までの保険料 8,800 円を、51 年 8 月 2 日にさかのぼって納付していることが確認でき、その額は、申立人が納付したとしている保険料額とおおむね一致することから、申立人は 50 年 8 月の保険料から納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②についても、申立人は、「厚生年金保険の期間がつながっていると思っていたし、もし、そうでなくても国民年金の納付書が来れば、保険料を納付していたはずだ。」と述べているが、社会保険庁の記録では申立期間②については未加入期間とされており、申立人も退社後の国民年金の加入手続について、具体的な記憶が無いとしていることから、納付書は発行されていなかったと考えられるため、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1520

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 42 年 9 月まで

私は、中学卒業後からクリーニング店に住み込みで働いており、20 歳になった時に、事業主から「20 歳になったら国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しなければならない。保険料は給与から引いておく。」と言われたことを憶えている。

国民年金保険料については、事業主が給与から天引きし、店に来ていた集金人に納付しており、昭和 41 年 4 月に独立した後も、すぐに店に集金人が来るようになったので、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に事業主が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については給与から天引きされていたと主張しているところ、申立期間当時、一緒に住み込みで働いていた同僚は、20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認でき、事業主が同僚の加入手続のみを行い、申立人の加入手続を行わず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料について、事業主が店に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が天引きされていたとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人への意見聴取において、申立人は、昭和 41 年 4 月に独立す

る際に事業主から国民年金手帳を受け取った時の状況や独立直後に国民年金の集金人が店に来た時の状況等を具体的に記憶しているとともに、国民年金保険料を納付した際の集金人の検認方法に関する証言についても、当時の検認方法と一致していることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をおおむね納付しているとともに、申請免除期間の保険料を追納するなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 49 年 8 月から同年 11 月まで
③ 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が学生であった 20 歳のころに母親が行ったはずであり、国民年金保険料も母親が納付したはずである。

短大卒業後に勤務した銀行を退職した後は、すぐに自分で国民年金の加入手続を行い、保険料も自分で納付していた。

その後結婚して、引き続き国民年金に任意加入した。夫の海外赴任に伴い、私も転出したので、国民年金の被保険者資格を喪失したが、帰国直後に再度、国民年金に任意加入する手続きを行った。保険料は、区役所や金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、海外から帰国した直後に、国民年金に任意加入する手続きを行い、区役所や金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、帰国直後の昭和 57 年 5 月に国民年金に任意加入する手続きを行っていること、及び同月分の保険料については納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人の帰国後の住所及び申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、申立人が国民年金に任意加入する手続きを行った月の翌月に、同資格を喪失させる特段の理由は見当たらないことから、任意加入する手続きを行った月の 1 か月分のみの保険料を納付し、その

直後の申立期間③が未加入で保険料を納付していないとされているのは不自然である。

さらに、申立人は、婚姻した月の翌月から海外へ転出するまでの期間、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、その母親が行ったとしているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親からも、証言を得ることができないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人は、銀行を退職した後、自分で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳により、婚姻後の昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日についても同年 12 月に任意加入していることが確認できることから、申立人は同年 12 月に国民年金に任意加入する手続きを行ったものと推認でき、それ以前の申立期間②は、当時未加入期間であり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1522

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、国民年金制度が発足した時に父親が行ったと思う。それ以来、国民年金保険料は、厚生年金保険に加入していた時期を除いて、最初のころは父親が、その後は、自分が自宅を訪れる集金人に納付していた記憶がある。

また、申立期間は、家業である旅館業の修業をしていたが、旅館の経営状況は順調で、3年間も保険料を納付しないことは考えられない。

申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間についても、保険料が納付済みになっていること及び申立期間当時、申立人の兄等と営んでいた家業である旅館の経営状況からみて、保険料を納付する資力が十分にあったことを考え併せると、申立期間の保険料のみを納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 10 月にその長兄及び長兄の妻とともに連番で払い出されており、申立人は申立期間当時、長兄夫婦と同居し、旅館業の修業をしていたとしているが、その長兄夫婦の保険料は、申立期間についてすべて納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳に押印されている検認印が確認できる昭和 36 年度から 40 年度及び 47 年度から 49 年度の各期について、国民年金保険料は、すべて現年度で納付されており、かつ、そのほとんどが年度一括納付又は各納付期限内に納付されていることが確認できることから、保険料の納

付意識が高かったものと認められる。

加えて、申立人から会計処理を委託されている税理士は、「申立人の国民年金保険料は、確定申告書に記載していた。」と証言していることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1523

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、近くの金融機関で納付し、申立期間②の保険料は、集金に来てもらっていたと記憶しており、納付漏れがあったとは思ってもいなかった。老後のことを考えて、納付漏れの無いように納めてきた。納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みであり、その間の 3 か月の申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②については、厚生年金保険から国民年金第 1 号への種別変更手続は適切に行われており、手続を適切に実施しているにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②ともに 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は一切無く、年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から41年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時、両親と同居していたが、私が20歳になった時に父親が私の国民年金の加入手続を行い、母親が私の国民年金保険料を自治会の集金人に納付していた。国民年金手帳は、私が結婚する時に母親から受け取った。申立期間②については、転居先の市役所で手続きを行い保険料も納付していた記憶がある。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立期間②の直後の昭和46年4月から同年9月までの期間の保険料は、47年12月に過年度納付していることが確認できることから、その時点では、申立期間②は過年度納付が可能な期間であり、申立期間②の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和42年2月に払い出されていることから、その時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は、申立人の母親からさかのぼって納付したということを聞いたことはないと主張していることから、当該期間の保険料を納付するためには別に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の国民年金手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、自治会の集金人にその母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、居住地における納付組織は、昭和 42 年度から存在していたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から49年3月まで

私は、勤務先で同郷の人が「現金で住宅を購入する。」と話していたことを憶えており、将来のことをきちんと考えている人もいるのだと思ったことを契機に、夫婦で国民年金に加入したと思う。

その後、市役所から夫2通と私の分1通の過去の国民年金保険料の納付書が届いたため、私が、自宅近くの郵便局で1通ずつの保険料を納付した。私が勤めていた時以外は、二人分の保険料を一緒に納付してきている。夫の分が納付済みになっているのに、私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、夫婦で国民年金に加入した契機を鮮明に記憶しており、さかのぼって自身及びその夫の保険料を納付した際の状況なども具体的かつ詳細に述べており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月に夫婦連番で払い出されており、そのころに国民年金の加入手続を行ったと推認されるが、申立人は、加入手続後に納付書が、夫の分として2通、自分の分として1通送付されてきたと主張しているところ、夫については、49年から50年にかけて実施されていた第2回の特例納付により、40年4月から47年3月までの保険料を、過年度納付により同年4月から49年3月までの保険料を納付していることが確認でき、夫の分として送付された納付書2通は、この特例納付と過年度納付についてのものであったことが推認できる。

以上のことを踏まえると、申立人の分として送付された1通の納付書は、その夫が過年度納付した昭和47年4月から49年3月までと同期間についての申立人の過年度納付書と考えるのが自然であり、申立人がその夫と同様、この納付書により、昭和47年度及び48年度の保険料を過年度納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年3月の時点で夫は37歳であり、特例納付を行わなければ満60歳までに国民年金の受給に必要な300か月を満たすことはできないが、申立人は同時点で31歳であることから、特例納付しなくても満60歳となるまでの間に国民年金の受給に必要な300か月を満たすことができること、及び申立人には1通の納付書しか送付されていなかったことを考え併せると、申立人が37年8月から47年3月までの保険料を特例納付していたとまで推認することはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②の保険料を、夫の分と一緒に納付した。

保険料は、当初は集金人に、その後納付書により金融機関において、さらに口座引き落としにより納付してきたが、申立期間①及び②の保険料をどのような方法で、いくらくらい納付したのかはよく覚えていない。

納付書が送付されてこなかったため保険料を溜めた時期もあり、その後送付されてきた納付書でまとめて 1 回で夫婦二人分の保険料として 30 万円以上の保険料を納付した覚えがあるものの、それが申立期間①及び②のものであったかはよく覚えていないが、夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その直前の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料は、54 年 6 月に過年度納付していることが推認でき、申立期間②の直後の昭和 54 年度の保険料は現年度で納付していることが確認できることから、その途中の期間で過年度納付が可能であり、しかも現年度保険料よりも安価である申立期間②の保険料を納付せず、その後の保険料額が高価である期間の保険料を納付することは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳では、昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の検認印はあるが、以降、国民年金手帳で確認できる昭和 46 年度までの期間の検認印は無い。

また、社会保険庁で保管する申立人の特殊台帳では、申立期間①の途中の昭和46年4月1日不在確認と記載されている。その後、申立人は、昭和49年11月に転居したとしているが、国民年金手帳には住所変更年月日が記載されておらず、住民票からは確認できないものの、仮に、申立人の主張どおり同年11月に転居していたとしても、46年4月から49年11月までの間は、申立人に納付書は送付されていなかったと考えられ、保険料を納付することができなかったものと認められる。

さらに、申立人が昭和49年11月に転居して以降の国民年金保険料を含め申立期間①について、納付場所、納付方法、納付金額に関する申立人の記憶は曖昧で、申立人が申立期間①の保険料を納付した形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1527

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、一旦国民年金の加入手続をしたが、その直後に現住所に転居したため再度加入手続をし、国民年金保険料は納付書により納付した。

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの納付事実が確認できないとの回答であったが、45 年 1 月に現住所に移転し同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が納付済みであるのに、同年 4 月以降の 1 年間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 1 月に現住所に転居した後、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、転居後の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録では昭和 44 年 2 月から 45 年 3 月までの期間が納付済みとなっており、特殊台帳では昭和 44 年度及び 45 年度に申立人に対し納付書を送付していることが確認できることから、申立内容のとおりさかのぼって納付することが可能であったものと推認できる。

さらに、特殊台帳及び市町村名簿では、申立期間前である昭和 44 年 2 月から 45 年 3 月まで及び申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、社会保険庁のオンライン記録では 44 年 2 月から 45 年 3 月が納付済みとなっていることから、当時の行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがわ

れる。

加えて、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月まで

昭和 43 年 8 月頃に私が夫婦二人の国民年金加入手続をし、国民年金保険料の額は 200 円から 300 円くらいを納めた記憶がある。私が夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納付していたはずであり、夫が納付済みとなっているのに私が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、11 か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料は、昭和 40 年から 60 歳まですべて納付済みであることが確認できる上、昭和 44 年 4 月分の保険料を申立期間直後の 45 年 4 月に納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は、保険料を現年度納付できる時期であることから、行政側の記録管理が不適切であった可能性があることを考え併せると申立人は申立期間の保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、就職する際、自分が学生だった平成3年4月から学生も国民年金に強制加入になったことを知り、家族に話したところ、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、同年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料を納付してくれたものと思っていたにもかかわらず、3年4月から4年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1回かつ12か月と短期間である。

また、申立人の勤務先が平成5年4月27日に社会保険事務所に提出した被保険者資格取得届に基づき作成された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人が国民年金手帳を提出したことが記載されており、この時点では申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、現に社会保険庁のオンライン記録によれば、同年4月にその時点で申立期間と同様にさかのぼって納付可能であった4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が就職する当時、国民年金保険料をさかのぼって納付しなければならないと申立人が家族に話したことを申立人の母親が記憶しており、申立人の父親も、申立人の国民年金加入手続きを行い、さかのぼって2年度分の保険料を納付したと証言している。

加えて、申立人の父親は、申立期間当時、居住地の市役所に勤務しており、国民年金制度発足時に加入勧奨の担当者として同市内を巡回していたと述べており、申立人を国民年金に加入させる必要性について十分承知していたも

のと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの期間及び59年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和59年4月から同年7月まで

私が20歳になった時に勤めていた会社の社長が市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。昭和43年からは現在地でクリーニング業を営んでおり、夫婦二人分の国民年金の保険料は私名義の銀行口座からの口座振替で納付した。申立期間当時の経営状態は順調であり国民年金の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は20歳に到達した昭和37年4月に国民年金に加入して以降申立期間以外に5か月の未納期間はあるもののその他はすべて納付済みであり、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当時、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、特殊台帳には申立期間の当時の記載が無く、昭和37年4月から38年3月までの期間は未納とされているがオンライン記録では納付済みとなっているなど行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年1月まで
② 昭和47年10月から48年1月まで
③ 昭和55年12月から56年1月まで
④ 昭和57年6月から同年7月まで
⑤ 昭和57年12月から58年1月まで
⑥ 昭和59年12月から60年1月まで
⑦ 昭和60年10月から同年11月まで
⑧ 昭和61年4月

私は独身時代に国民年金の加入手続を行い、結婚後も自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を未納の無いように納付をしており、その都度の保険料の金額については記憶がないが何回もの期間において保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦については、区が保管している被保険者名簿では納付済みとされており、社会保険庁のオンライン記録では未納となっていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立人は、独身時代に国民年金の加入手続を行い、結婚後も自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を未納の無いように納付を納付していたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳によると申立期間①、②、③及び④は過年度保険料の納付書が送付された記録が確認できるが、集金人は過年度納付に係る国民年金保険料については取り扱っておらず、申立人

の主張は不自然である。

また、社会保険庁の記録では、申立期間②、③、⑥及び⑧は夫婦共に未納となっている。

さらに、申立人の申立期間は複数に及び、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑧は、区の被保険者名簿と社会保険庁の記録とは一致しており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1532

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から同年12月までの期間及び43年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から同年12月まで
② 昭和43年7月から45年3月まで

私の父親は、私を国民年金制度発足当初から国民年金に加入させて、しばらくの間、保険料を納付してくれていた。昭和40年9月、私は上京し父親と別居したことから、転居先の区役所で国民年金に加入し、その後の転居先の市役所でも住所変更等の手続を行った。国民年金保険料については、区や市の集金人や金融機関に未納が無いように納付したにもかかわらず、社会保険事務所の納付記録は申立期間が未納となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月に上京し、居住していた区及びその後の転居先の市において、国民年金保険料を集金人や金融機関などに納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区や市には集金人制度や、保険料の納付書制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料は申立期間当時の実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①については、申立期間が3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和44年2月に結婚した際の住

所変更や氏名変更などの各種変更手続が適切に行われているほか、結婚後も同月から国民年金に任意加入していることから、その直前の強制加入期間及び直後の任意加入期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料が納付済みとなっているとともに、任意加入を行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から47年12月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私の母親は、私が20歳になったころ、私の将来のことを考えて市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が自分の保険料と一緒に集金人に納付した。その後、私が結婚したのを機に転居してからは、私が集金人や金融機関に国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、6か月と短期間であるとともに、申立期間②の前後である昭和48年1月から同年3月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料は48年11月1日に一括納付済みとなっており、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間の保険料はおおむね納付済みであり、任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立人は、申立期間①当時、申立人の母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、その母親は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び申立人が結婚により転居する前の保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されてお

り、その時点では、申立期間①は未加入期間であることから保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年1月までの期間及び49年6月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から48年1月まで
② 昭和49年6月から51年3月まで

私は、昭和45年6月に会社を退職した際に、同居していた母親から国民年金への加入を勧められたので、区役所で加入手続を行い、49年5月に会社を退職した際も、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、区役所か金融機関で納付書に現金を添えて納付していたのに、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた申立人の母親から国民年金への加入を勧められて加入し、その後、会社を退職した際には厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を未納が無いよう納付したと主張するところ、申立人の国民年金への加入動機は明確であるとともに、申立人の母親は、国民年金制度創設当時から60歳に到達した昭和52年2月まで国民年金に任意加入し保険料を完納していることが確認でき、申立人が、その母親の保険料が納付済みとなっている申立期間①及び②について、国民年金に未加入で保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立期間①及び②について、当時、区役所及び申立人が主張する金融機関において国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）が昭和45年に会社を退職した際

に、娘を国民年金に加入させた。加入した後の国民年金保険料は未納が無いよう納付させていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、任意加入期間や付加保険料納付期間が確認できるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで

私は、自宅に国民年金の加入勧奨の案内が届き、昭和 48 年か 49 年ごろに、市役所で付加保険料を含めた国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の担当職員から資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付するよう勧められ、保険料額についての記憶は定かではないが、その時の手持ちのお金では保険料の納付ができなかったため、後日納付書にて金融機関で保険料をまとめて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 3 月に払い出されており、当時、国民年金保険料を現年度保険料として納付できる期間である。

また、付加保険料を含めた国民年金の加入手続を行い、後日さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、記録上、申立人が加入手続を行ったとみられる直後の昭和 53 年 3 月に、当時納付可能な過年度の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の主張と一致することから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、加入手続と共に付加保険料の納付も行っていることから年金制度への意識も高く、任意加入期間中において申立期間以降の未納期間はない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金記号番号は昭和 53 年 3 月に払い出されていることから、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が記録上加入手続をしたとみられる昭和 53 年 2 月に、同年 7 月から開始される特例納付の勧奨を受けていたと推測できるものの、申立人はまとめて保険料の納付を行ったのは一度だけであるとしており、特例納付の時期や国民年金保険料の額などの記憶は無いことから、特例納付によりさかのぼって納付したとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 5 月に結婚し、翌年に子供が生まれたことをきっかけに国民年金に加入した。

加入手続後しばらくして、妻が友人との会話の中で、今なら国民年金保険料をさかのぼって納めることができるという話を聞いたので、妻が市役所に行って手続を行い、後日、銀行又は郵便局で夫婦二人分の保険料をさかのぼって納めたはずである。

その時に、私の分については 3 年間さかのぼって納付したと妻から聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続をした昭和 48 年 10 月から子供が生まれた 50 年 11 月までの間に申立人の妻が納付したと主張しているところ、当時は第 2 回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立期間は強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとしている金額は、申立期間について実際に過年度納付及び特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が居住していた市では、当時、市役所の窓口で特例納付制度の趣旨を説明し、納付意志がある者に対して国庫金納付書を発行していたことが確認できるとともに、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料について、3 年間さかのぼって納付したと証言していることから、申立内容に特段不合理な点

は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、口座振替を利用するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年10月まで

私は、勤務先の会社を退職後、親元から独立し、昭和49年7月に上京したのをきっかけに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の具体的な納付方法については、はっきり憶えていないが、納付書が届けば必ず保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月から50年1月ごろに払い出され、国民年金の資格取得日が49年7月1日となっているところ、申立人が居住していた区では、申立期間当時は3か月ごとに納付書が発行されていたことが確認でき、国民年金の加入手続後に区役所が申立人に対して、同年7月から同年9月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の3期分の納付書を発行していたことが推認でき、そのうち、1期3か月分（49年10月から同年12月までの分）の納付書の一部である49年11月以降の保険料が納付済みとされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、付加保険料も長年に渡り納付するなど納付意識が高かったことを考えれば、申立人が、国民年金の加入手続を行っていないながら、加入直後の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は1回、かつ、4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 43 年 3 月まで

私の母親は、昭和 43 年 12 月に両親と私の 3 人分の国民年金加入手続きを一緒に行い、その後、私の夫との縁談を取り持ってくれた知人から特例納付について教えられ、私が結婚する少し前に、未納となっていた 5 年分をさかのぼって納付したと言っている。母親は、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付することは、親の義務であると考えて、確かに納付したと言っているので、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人及び両親、家族 3 人の加入手続きを一緒に行い、その後、申立期間について特例納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 12 月 20 日に、家族 3 人分が連番で払い出されていることが確認でき、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は昭和 46 年に結婚しているが、申立人の母親は申立人の結婚直前に特例納付したと主張しているところ、この時期は第 1 回特例納付の実施期間内であることから、申立人の主張と符号している。

さらに、申立人と一緒に特例納付したと主張する申立人の両親の納付記録によると、父親については、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間と、同年 4 月から 41 年 3 月までの期間の保険料を 2 回に分けて特例納付し、母親については、36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を特例納付していることが記録上確認できることから、申立人についても同様に特例納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金に加入後、60 歳まで国民年金保険料をすべて

納付し、その両親も完納していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になったころ、勤めていた自営業者の妻から国民年金への加入を勧められ、市役所で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際に市役所の担当者から満 20 歳までさかのぼって納付できると聞いたので、2 万円から 3 万円程度を分割納付する納付書を送付してもらい、銀行や郵便局で納付したのに、社会保険事務所の納付記録が未納となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入動機が明確であるとともに、申立期間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であり、申立人が納付したとする保険料額は実際に過年度納付した場合の金額におおむね一致している上、保険料の納付場所の記憶も鮮明であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時において、保険料の過年度納付が可能であった申立期間の保険料額は、申立期間直後の納付済みとなっている現年度保険料額よりも安価であることから、申立人が過年度納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「妻（申立人）と結婚したころ、妻が 20 歳から国民年金に加入し保険料を未納が無いように納付してきたと話していたことを記憶している。」旨証言している。

加えて、申立期間は 1 回、かつ、比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料の納付や

前納を行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く37年2月から39年3月までの期間、39年7月から40年7月までの期間及び42年12月の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年12月まで

私が20歳になった際、母親が、手続場所は不明だが、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、厚生年金保険の加入期間を含め、母親が、2か月か3か月ごとに、母親と私の分を集金人に納付していた。納付した国民年金保険料の額は月額何百円と記憶している。

昭和43年1月に結婚した際、母親から国民年金手帳と米通帳を一緒に渡され、同年6月に市役所で諸手続したことをよく覚えているので、申立期間が未加入とされ、厚生年金保険料と重複して納付した保険料が未還付とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が、2か月か3か月ごとに何百円かを集金人に納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人及びその母親が居住していた地域では、昭和38年9月からは、2か月か3か月ごとに集金人により保険料が収納されていたことが確認できるとともに、申立人が記憶している金額は、その当時の保険料額と大きな相違は無く、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親が自身の保険料と一緒に納付していたとしているところ、その母親の申立期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 43 年 1 月に結婚した際、申立人の母親から国民年金手帳を手渡されたとしているところ、申立人が記憶している国民年金手帳の色は申立期間当時発行されていたものと考えられるとともに、申立人はその国民年金手帳と一緒に当時発行されていた米通帳を持って転居先の市役所で諸手続を行ったことなどを鮮明に記憶しており、かつ、申立期間当時の集金人の様子、納付した際の状況などを具体的に述べており、申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立期間には申立人の厚生年金保険被保険者期間も含まれるが、平成 19 年に申立期間が未加入となっていることが判明した際に、申立人は、申立期間の保険料を納付したとするその母親に確認したところ、その母親は、申立人が厚生年金保険に加入していた間も、制度を理解していなかったため、国民年金保険料を納付していたと述べており、厚生年金保険被保険者期間も含めて、国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張にも、特段不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 40 年 8 月から 42 年 11 月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年4月まで

昭和54年11月に市役所から特例納付を勧奨するはがきが届いたので、妻がその勧奨はがきを持って市役所に行き、国民年金保険料納付期間が受給資格を満たす300か月になるように計算してもらい、足りなかった5か月分の国民年金保険料を特例納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和54年11月ごろ、年金受給資格を得るために必要な納付期間に足りなかった5か月分の国民年金保険料として2万円から3万円ぐらいを特例納付したと主張しているところ、申立人は申立期間において国民年金の強制加入者であり、第3回特例納付の実施期間であることから申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能である。

また、特例納付した場合の国民年金保険料の金額は5か月分が2万円であることから申立人が主張する金額とおおむね一致しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は特例納付を行った後に国民年金保険料の未納期間は無く、昭和54年11月からは付加保険料を納付するとともに、57年4月からは付加保険料を含む保険料を前納する等、納付意欲が高かったものと認められる。

加えて、申立人の特例納付を行ったとされる申立人の妻は、会社を退職後、厚生年金保険第4種被保険者の手続きを行い、厚生年金保険を240か月納付しており、年金制度への意欲的な関与がみられることを考え併せると、申立人は申立期間の国民年金保険料を特例納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から47年2月まで
② 昭和47年6月から48年3月まで

昭和44年4月に20歳になった時、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後国民年金保険料の納付もしていたと聞かされていた。当時同居していた母親とすぐ下の妹についても父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。母親とすぐ下の妹の保険料が納付済みとなっていて、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が20歳になった時に申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、その後国民年金保険料を納付していたと聞かされ、申立期間当時同居していた申立人の母親とすぐ下の妹についても、同様に父親が国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとしているところ、その母親は、昭和40年4月から、申立人のすぐ下の妹は46年12月から、国民年金に加入し保険料も納付済みとなっていることから、申立人の申立期間①のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人のすぐ下の妹は「明治生まれの父親は長子を優先するという考え方があり、長女をさておいて次女の私の国民年金の加入及び保険料の納付をしたとは考えられない。」と証言しており、申立人の大学時代からの友人も「20歳の時から国民年金保険料を父親が納付している。」と大学在学中に申立人から聞き、とても驚いたことを鮮明に記憶していると証言しており、申立内容に信憑性が認められる。

2 一方、申立期間②については、厚生年金保険の資格喪失後の期間であり、申立期間②と時期は異なるが、申立人のすぐ下の妹の厚生年金保険資格喪失後の国民年金への未加入期間があることから、申立人の父親は、申立人についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行わなかった可能性が考えられる。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界しており、申立人も厚生年金保険から国民年金への切替手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間②の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1543

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

私は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの期間については、3 か月ごとに銀行で国民年金保険料を納付していた。しかし、同年 10 月から同年 12 月までの期間については、同年 12 月に転居したので、転居の直前に市役所で転居届などの手続を行った際に、国民年金の窓口にも立ち寄り、その窓口で同期間の保険料を納付した。私が所持している家計簿にも、申立期間の保険料について記載されている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月ごとに申立期間の国民年金保険料を納付しており、自身が所持する家計簿にも申立期間の保険料が記載されていると主張しているところ、申立人は、申立期間の保険料を納付した際の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、申立人が所持する家計簿に記載されている保険料額は、実際の金額と一致しているとともに、同家計簿に記載されている夫の給与額も、夫の昭和 54 年度の標準報酬月額とほぼ一致しているなど、家計簿の記載内容も基本的に信用でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は、9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、

ほとんどの期間の国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1544

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私が年金に加入していないことを心配した母親が、昭和 61 年 10 月ごろ区役所の出張所で国民年金加入手続を行ってくれた。国民年金の加入手続をしたのでこれで安心と家族に報告していた。

また、2 年間はさかのぼって国民年金保険料が納付できるのであれば、納付しないと不利になることが分かっている、そのまま放置していたとは考えられない。一部のみ納付となっているが、当時お金に困っていなかったため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、社会保険事務所へ連絡して納付書を 1 年間分発行してもらい、銀行の窓口で保険料を納付したことを具体的に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、過年度納付のため納付書発行の手続を行っているにもかかわらず 3 か月分のみ保険料を納付していることになっているのは不自然である。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに付加保険料を納付している期間もあり、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年 4 月 15 日であったと認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80 円とすることが必要である。

また、申立期間のうち昭和 20 年 4 月 15 日から 21 年 5 月 10 日までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 E 工場（現在は、B 社 以下同じ）における資格取得日に係る記録を 20 年 4 月 15 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20 年 4 月から 21 年 1 月までは 80 円、21 年 2 月から同年 4 月までは 150 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 20 年 4 月から 21 年 4 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 5 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間は、加入記録が無い旨の回答を受けた。

昭和 17 年 4 月に A 社（現在は、B 社 以下同じ）に入社して以来、23 年に退社するまで、継続して A 社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した労働者年金保険被保険者資格取得届の控え及び厚生年金保険証受領印表により、A社C工場の事業主は、申立人が昭和19年6月1日に同工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出をしたことが確認できる。また、資格喪失日については、A社C工場が認定喪失した20年4月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び申立人がA社において資格取得した昭和17年と同年に資格取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和19年6月1日から20年3月までは80円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和20年4月15日以降の期間については、A社に保管されていた人員推移表、職員個別給料表、従業員名簿及び給料計算書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(同社C工場から同社E工場に異動)、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び申立人がA社において資格取得した昭和17年と同年に資格取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和20年4月から21年1月までは80円、21年2月から同年4月までは150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は不明としているが、事業主が提出したA社E工場に係る資格取得記録には、申立人の資格取得日は昭和21年5月10日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年4月から21年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月21日から35年7月4日まで

社会保険庁の記録では、昭和30年8月21日から35年7月4日までの期間について、脱退手当金が支払われたことになっているが、脱退手当金の手続きをした記憶も無く、脱退手当金及び退職金も受け取っていない。また、定年退職時の平成2年に年金裁定請求をしたところ、申立期間は氏名（フリガナ）及び生年月日が異なるため年金として受給できないとの説明を受けたが、脱退手当金についての言及はなかった。脱退手当金が支給されたことになっているのは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁のオンライン記録上の脱退手当金支給額は、法定支給額に対して1,139円（11.6%）の過払いとなっている。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には「脱」表示が無い上、申立人の氏名及び生年月日が誤って記録されていることから、申立人の年金記録管理が適切に行われてきたとは認めがたい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失の記録を昭和34年10月1日に記録訂正し、申立期間の標準報酬月額は、30年3月から33年9月は5,000円、33年10月から34年9月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月9日から34年9月30日ごろまで
昭和29年4月にA株式会社に入社し、退社した34年9月末ごろまで一貫してA株式会社で小型ラジオの開発・制作に従事していたが、社会保険庁の記録では、A株式会社での厚生年金の資格喪失日が30年3月9日となっている。しかし、34年9月27日ごろに転職先のB株式会社から採用通知をもらい、同年9月末まで勤務して退社したことは間違い無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る勤務実態について、申立人とともに小型ラジオの開発・製造に従事していた同僚（昭和29年12月12日取得、31年10月26日喪失）は、「私が退社した時点では申立人は在職していた」と証言しており、また、申立人がA株式会社を退社した後も勤務していた同僚（昭和29年10月8日取得、36年4月28日喪失）は、「私は34年11月に結婚したが、その2か月前に会社でそのことを話したところ、申立人を含む同僚達から大いにひやかされたことをよく覚えている」と証言している。

また、申立人が資格喪失した当時の経理責任者は、「社長との合意で、社員は全員厚生年金保険に入れるということが会社の方針であったので、申立人のように社員でありながら厚生年金保険に入っていないというのは考え難い」と証言しており、さらに、事業主の縁戚で企画・営業部門を担当していた同僚は、「同業他社に比べて給与水準が低かったこともあって辞めていく者が多かった。殊に申立人が資格喪失した30年3月は会社が不渡りを出して債権者会議が開かれた時期と一致しており、経理部門は大変だったことからミスが生じる土壌はあった。申立人は社運を掛けた開発部門の一員であったことを考えると、不利益な取扱いがなされる可能性は無かったのではないか。会社も本人も資格喪失の事実が気付かず、保険料の控除については従前と変わらない取扱いがなされていたと考えるのが自然である」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の複数の同僚の記録から、昭和30年3月から33年9月は5,000円、同年10月から34年9月は6,000円とすることが妥当である。

さらに、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に全喪しており、事業主及び担当役員の所在も確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和30年3月9日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から34年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

①事業主である船舶所有者（A）は昭和26年9月1日に資格取得、27年2月1日に資格喪失、②事業主である船舶所有者（B）は昭和27年2月1日に資格取得、同年6月24日に資格喪失、③事業主である船舶所有者（C）は昭和27年9月11日に資格取得、28年4月3日に資格喪失、④事業主である船舶所有者（D）は昭和28年10月10日に資格取得、29年1月20日に資格喪失、⑤事業主である船舶所有者（E）は昭和29年5月16日に資格取得、同年8月15日に資格喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、①昭和26年9月から同年11月まで4,000円、昭和26年12月から27年1月まで5,000円、②昭和27年2月から同年5月まで5,000円、③昭和27年9月から28年1月まで6,000円、昭和28年2月及び同年3月は5,000円、④昭和28年10月から同年12月まで8,000円、⑤昭和29年5月から同年7月まで5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から27年2月1日まで
② 昭和27年2月1日から同年6月24日まで
③ 昭和27年9月11日から28年4月3日まで
④ 昭和28年10月10日から29年1月20日まで
⑤ 昭和29年5月16日から同年8月15日まで

私は昭和26年9月から29年8月にかけて漁船に乗っていた期間について、船員保険に加入していたと思われるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン氏名検索を行ったところ、申立人と同姓同名で同生年月日の者及び生年月日と一日異なる者について、船舶（船舶所有者：①A、②B、③C、④D及び⑤E）が収録された船員保険被保険者記録が判明し、また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿が確認できた4船舶（船舶所有者①A、③C、④D及び⑤E）のうち、本来の生年月日と一日異なる③Cを除く3船舶については、申立人と同姓同名で本来の生年月日が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、これらの被保険者記録は、申立人のものであり、①事業主である船舶所有者（A）は昭和26年9月1日に資格取得、27年2月1日に資格喪失、②事業主である船舶所有者（B）は同年2月1日に資格取得、同年6月24日に資格喪失、③事業主である船舶所有者（C）は同年9月11日に資格取得、28年4月3日に資格喪失、④事業主である船舶所有者（D）は同年10月10日に資格取得、29年1月20日に資格喪失、⑤事業主である船舶所有者（E）は昭和29年5月16日に資格取得、同年8月15日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管する未統合の船員保険被保険者記録に係る船員保険被保険者名簿より、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、①昭和26年9月から同年11月まで4,000円、昭和26年12月から27年1月まで5,000円、②昭和27年2月から同年5月まで5,000円、③昭和27年9月から28年1月まで6,000円、昭和28年2月及び同年3月は5,000円、④昭和28年10月から同年12月まで8,000円、⑤昭和29年5月から同年7月まで5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和38年10月10日とし、資格喪失日に係る記録を39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月10日から39年2月29日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の記録がない回答をもらった。当該期間については臨時職員の時は厚生年金保険に加入し、正職員になってからは共済年金保険に加入していたはずであるが、社会保険庁に厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間について臨時職員としてA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業所及び当時の同僚も、「臨時職員の時は厚生年金保険に、正職員の時は共済年金保険に加入することになっていた。」と証言しており、当該同僚の記録を確認したところ、その通りであったことから、保険料控除をされていたことが認められる

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 10 月から 39 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を、昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から32年6月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B支店で昭和32年7月1日に資格を取得したことになっているが、実際には31年4月1日に入社赴任しており、申立期間に継続して勤務していた。A社の証明書を提出するので、当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した退職に伴う在籍に関する証明書、雇用保険の加入記録、A社B支店の同僚3名の証言及び申立人が記憶していた大学卒業同期入社5名の厚生年金保険被保険者記録から、申立人が昭和31年4月1日に同社に入社し継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年4月に同期入社した4名の入社時及び定時決定時の標準報酬月額の記録から、同年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から32年6月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 1545

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 9 月に区役所で国民年金加入手続を行った時、担当者から、国民年金保険料をさかのぼって納付できることの説明を受けたので、さかのぼって納付する手続を行い、同年 10 月に区役所で一括して納付した。その際、現年度以外の期間分の領収書は発行できないと言われ、現年度分の領収書のみを発行してもらった。私の母親の国民年金加入手続も私の手続と同時に行い、母親の保険料も 3 回に分けてさかのぼって納付することにしたが、その 1 回目の納付も私の保険料と一緒に私が同年 10 月に納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 9 月に払い出されていることから、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには特例納付する必要があるが、申立人が保険料を納付したと主張している同年 10 月は特例納付の実施期間ではなく、保険料の納付はできない時期である。

また、申立人は、申立人の母親についても同じ時期に国民年金加入手続と国民年金保険料納付を行ったと主張しているが、その母親の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 7 月に払い出されていることから、申立内容とは相違している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を区役所で一括して納付したと主張しているが、申立人が居住していた区ではその当時特例納付の収納は取り扱っておらず、申立内容と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1546

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は、大学を卒業して就職したが、その時に母親から、私が 20 歳になったので国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまでの期間の国民年金保険料を納付したと聞いた。申立期間当時の保険料については、すべて母親が納付しており、母親がどこで、いくら保険料を納付していたか憶えていないし、領収証等証拠となるものは何も持っていないが、共済組合退職後に再加入した国民年金の記録ではすべて保険料を納付しており、申立期間のみ未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が 20 歳になった昭和 63 年 9 月か同年 10 月に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立人が就職するまで国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は、年金手帳を受け取った記憶は無く、どこで、いくら保険料を納付したかなどについても記憶に無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 2 月に払い出されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 53 年 3 月まで

昭和 50 年 8 月に勤めていた会社を退職し、その後、妻が市役所へ行き、国民年金への切替手続を行った。その後、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付し続けてきたはずであるにもかかわらず、申立期間は、妻の保険料は納付済みになっているのに、私の保険料の納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月に会社を退職した後、申立人の妻が市役所で国民年金への切替手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたはずであると主張しているが、市が保管している国民年金被保険者名簿の申立人の納付記録では、申立期間の保険料の納付について「未」、「キョヒ」との記載があり、これらはいずれも「未納」、「拒否」を示すものと考えられることから、申立期間の保険料の納付は行われていなかったものと推認される。

また、申立人は、市の国民年金被保険者名簿から確認できる申立人夫婦の納付記録のうち、申立人は昭和 57 年度及び 58 年度を年払いで保険料を納付していることが確認できるが、一方でその妻は昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの保険料を同年 5 月に、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を 59 年 12 月に納付していることが確認できるなど、夫婦一緒に保険料を納付していない期間があることが認められ、申立内容と相違する。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金への切替手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻の記憶も曖昧であり、国民年金への切替手続の状況及び保険料の納付状況が不

明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年8月まで

私は、昭和48年5月に結婚し子供ができたので、同年11月、国民健康保険の加入手続を区役所で行った。その際、国民年金の加入を勧められ、加入手続と国民年金保険料の納付をした。翌月に転居したが、転居先の区役所で同様に国民健康保険と国民年金の手続を行い、国民年金保険料は妻が最寄りの郵便局で納付してきた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月に転居した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、転居前の住所地の社会保険事務所の特殊台帳から、昭和48年度から51年度まで、転居前の住所に納付書が発行されていたことが確認できる上、申立人の被保険者台帳が転居後の住所地の社会保険事務所に移管された形跡も見当たらないことから、転居後に国民年金の手続が行われた形跡が見当たらず、申立内容と相違している。

また、転居後の住所地において申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

私の国民年金の加入手続は父親が行ってくれたはずであり、申立期間の国民年金保険料は父親が納付書で、金融機関に納付していたと私は記憶している。国民年金手帳の交付を受けた記憶は定かではないが、申立期間当時、同様に大学生であった姉の保険料は納付されているので、父親が私の保険料だけ納付しないことは絶対にあり得ず、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたと主張しているが、記録上、未納とされている申立期間は平成11年5月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、従来は未加入であった期間が国民年金の期間として未納とされた期間であることが確認でき、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親の記憶が曖昧であり、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から12年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から12年6月まで

私は、40歳の時、65歳まで25年しかないということから国民年金に任意加入した。60歳に到達した平成7年7月に、国民年金受給金額を増やすため、60歳からの国民年金任意加入手続を市役所で行った。60歳まで銀行口座振替で国民年金保険料を納付していたが、引き続き60歳から65歳まで同じ銀行口座で保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達した平成7年7月に国民年金任意加入の手続を市役所で行い、銀行口座振替で、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金の記録」欄には、被保険者でなくなった日が平成7年7月25日と記載されており、その後、任意加入して再度資格を取得していれば記載されるはずである被保険者になった日に記載が無い上、市に保存されている申立人の国民年金被保険者カードには「資格喪失通知送付済7.9.4」との記載がある。

また、60歳まで国民年金保険料を納付していた銀行口座と同じ銀行口座から申立期間の保険料が振り替えられた記録が無い上、仮に別の銀行口座から保険料が振り替えられていたとすれば、申立期間の前までは納付の記録が社会保険庁に残っているにもかかわらず、申立期間の納付の記録が残されておらず、同一人について5年間、金融機関の口座振替で納付した実績がすべて記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1551

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 12 月まで

私は、申立期間当時住んでいたと思う住所地の近くの大きな団地の中にある銀行で、申立期間の国民年金保険料 1 年分をまとめて納付した。納付後、その銀行の店長と領収書のことでやりとりをしたことを記憶しており、間違いなく保険料を納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料 1 年分を、12 枚で 1 年分の納付書でまとめて納付したと主張しているが、申立期間は、2 か年度に渡ることから、納付書が 12 枚で 1 年分発行されていたとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び金額についての記憶が定かでなく、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1552

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から平成3年10月まで

私は、住民票を実家に残したまま結婚するまで他の地域で仕事をしていましたが、その間の私の国民年金については、私の父親が加入手続を行い、保険料も両親の分と一緒に父親が納付していたが、私の保険料のみ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、その父親は既に亡くなっており、申立人の母親は申立期間当時の申立人の国民年金保険料の納付については全く関知していなかったことから具体的な証言を得ることができず、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間当時の国民年金手帳を所持しておらず、申立人の父親から国民年金手帳を渡してもらった記憶もない上、申立人の所持する年金手帳には国民年金の加入に関する記録はなく、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1553

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろに自宅に来た町役場の人を通じて国民年金加入手続を行い、36 年 4 月から国民年金保険料の納付を父親に依頼したり、自分で集金人や役場の窓口で納付した。当初は国民年金手帳が無かったが、しばらくしてから役所の窓口で交付された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月ごろに国民年金加入手続を行い、制度発足時から国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の父親と連番で払い出されており、加入手続は前後の任意加入者の資格取得日から 40 年 10 月に行われたと推認できるが、その時点で、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は昭和 40 年 10 月 9 日となっている上、同手帳に押されている検認印でも同年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 10 月 9 日に納付していることが確認でき、国民年金加入手続を行った日に当該期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1554

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年7月まで
申立期間当時、住み込みで働いていた職場（板金作業所）の者から「20歳になったら国民年金に入るように」と言われ、国民年金保険料を給料から差し引くと聞いた。納付金額（天引額）等には記憶が無いが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についての国民年金保険料を「会社の人から給料から天引きし保険料を納付していたと思う」と主張しているが、申立人自身は直接保険料の納付には関与しておらず、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の別記録の検索結果では、未統合の記録は現在は存在しておらず、申立期間当時の払出簿縦覧調査においても、基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 54 年 6 月まで
昭和 54 年ごろだと思うが、区役所の年金担当者から、過去に国民年金保険料の未納期間があると将来年金がもらえなくなる事、及びさかのぼって過去の未納期間の保険料すべてを一括で納付できると聞いて、保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 11 月に払い出されていることから、この時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、過去の未納であった期間の国民年金保険料すべてを、さかのぼって一括納付したと申し立てているが、社会保険事務所が保管しているマイクロフィルムでは、昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人に付番されたのは、前後の任意加入者の記録から昭和 56 年であることが確認でき、この時点では特例納付実施期間は終了しており、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

実家は自営業であったため、昭和 36 年ごろ、母親が市役所の出張所に行き、兄夫婦及び妹の分と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。

同じ社宅に住んでいた集金人が、3 か月に一度自宅に国民年金保険料の集金に来ていた。母親が私と兄夫婦及び妹の家族 4 人分の保険料をその集金人に現金で納付していた。

申立期間当時、国民年金手帳はもらっていなかったと思うが、集金人が持っていた台紙のような控に印紙を貼っていた記憶がある。集金人から領収書はもらわなかったが、保険料を納付していたことは記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ、その母親が申立人の兄夫婦及び妹の分と一緒に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳は 38 年 3 月に発行されていることが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号がその兄夫婦及び妹の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 3 月に行われたものと推認できる。

また、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を申立人の兄夫婦及び妹の分と一緒に、申立期間当時、集金人に納付していたとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度を開始したのは昭和 38 年 4 月であり、申立人の兄夫婦及び妹についても、申立人と同様同年 4 月

から保険料が納付済みとされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1557

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで

国民年金は強制加入であったことを認識していたので、私が 20 歳の昭和 36 年 7 月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間当時、同じ社宅に住んでいた集金人に、母親が私と兄夫婦及び姉の家族 4 人分の保険料を国民年金印紙で納付していた記憶がある。

集金人が持参した通帳のようなものに国民年金印紙を貼っていたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 7 月ごろ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳は 38 年 3 月に発行されていることが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号がその兄夫婦及び姉の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 3 月に行われたものと推認できる。

また、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を申立人の兄夫婦及び姉の分と一緒に、申立期間当時、集金人に納付していたとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度を開始したのは昭和 38 年 4 月であり、申立人の兄夫婦及び姉についても、申立人と同様同年 4 月から保険料が納付済みとされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 58 年 7 月まで

私は、将来のことを考え、昭和 50 年ごろに市役所又は市役所の連絡所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に納付書が送付されてきたので、市内の銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろに市役所又は市役所の連絡所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 4 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得時期が昭和 59 年 9 月となっていることから、それ以前の申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から49年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことを帳簿に記録してきた。私の保険料は、母親が生前中は母親と姉の分と一緒に、また、母親が他界してからは姉が姉の分と一緒に集金人に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に申立人の母親と自宅で国民年金の加入手続を行い、以後、申立人の国民年金保険料を母親と姉の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳は昭和49年9月1日に交付されており、その国民年金手帳記号番号は、当時、国民年金に加入していなかった者に対して実施された職権適用により払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金の加入手続と保険料の納付に直接関与しておらず、それを行っていたとする申立人の母親は既に他界していることから、加入状況及び保険料の納付状況が不明であるとともに、母親が他界した以降についても、保険料を納付した者が明確でなく、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 7 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 4 月から同年 6 月までの期間、47 年 12 月から 48 年 1 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 47 年 12 月から 48 年 1 月まで
⑤ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
⑥ 昭和 53 年 10 月から 58 年 3 月まで
⑦ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。結婚するころ、父親から年金手帳を渡され、続けて保険料を納付するように言われたことを覚えている。

結婚後の加入手続については定かではないが、私が金融機関へ行き、納付書で保険料を納付した。20 歳から続けて国民年金に加入しており、途中で保険料を納付しないことは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、かつ、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 10 月に職権適用で払い出されており、その時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 7 回で合計 133 か月間に及び、これだけの回数及び長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの期間、同年12月から47年2月までの期間、同年12月から48年3月までの期間、同年11月から49年3月までの期間、同年10月から50年3月までの期間及び60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から46年3月まで
② 昭和46年12月から47年2月まで
③ 昭和47年12月から48年3月まで
④ 昭和48年11月から49年3月まで
⑤ 昭和49年10月から50年3月まで
⑥ 昭和60年5月

昭和35年頃、母親が私の国民年金の加入手続をした。保険料は妻が自分の分と一緒に集金人に納付していた。

私は船員として働く気持ちがあったので、国民年金のことは考えていなく放っておいたが、最終的に船員を辞めた後、将来の年金のことが気になり、市役所で年金相談を行い国民年金の再加入手続と受給権確保のために足りない月数があると言われ、過去の未納になっている保険料を納付する手続をした。その後、過去のいつの未納期間の保険料だかは分からないが38万円位納付したはずである。国民年金保険料の納付済月数が、8か月分くらい足りないのではないかと思い申し立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤は、申立人が、昭和52年5月ごろ市役所で年金相談をした際に、国民年金の再加入手続を行い、41年11月以降の加入記録が整理され、船員保険加入期間以外の期間が国民年金被保険者期間として確定したものであり、52年までは未加入期間であったことが市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人は、将来国民年金を受けるためには何か月分か保険料の納付月数が不足しており、さかのぼって保険料を納付したことがあると主張しているが、具体的な納付期間等の記憶が曖昧であり、申立人が納付したとする期間及び国民年金保険料の特定が困難である。

さらに、申立人は将来年金の受給権を発生させるために市役所に年金相談に行き、60歳までに船員保険加入月数を含め納付済月数を300か月にするため、過去の未納分を特例納付により納付した月数が24か月分であることが市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認でき、その際に申立期間①、②、③、④及び⑤が未納期間として残置された可能性が高いものと推認される。

加えて、申立人の妻は夫婦二人分の国民年金保険料の納付を申立人自らが行っていたとしているが、その妻も申立期間⑥の保険料が未納であり、ほかに申立期間⑥の保険料を納付した形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1562

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 11 月まで

昭和 35 年頃、市役所の係員がやってきて、私、夫、義妹の加入手続を母親がしてくれた。

国民年金保険料は、私が自宅に来る市役所の担当者に 3 人分の保険料を納付していた。夫が船員を辞めた昭和 52 年ごろからは、夫が自分の国民年金保険料を市役所に納付していたので私の保険料も一緒に持っていき納付をしていた。他の市に転居した 59 年以降も夫が、私の保険料の納付や手続も行っていたはずである。

私は昭和 60 年 12 月に私が厚生年金保険に加入するまでは、国民年金保険料を夫が納付していたはずである。60 年 4 月から同年 11 月までの期間が未納や未加入期間になっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 60 年 6 月から同年 11 月までについては、申立人の夫が厚生年金保険に加入したことにより、国民年金資格喪失届が提出されたと考えられ、事実、申立人の所持する国民年金手帳にも同年 6 月 1 日が国民年金の資格喪失日として記載されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料の納付については、申立人は直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は申立期間当時の保険料の納付状況についての記憶がない上、その夫自身も同年 3 月から厚生年金保険未適用の事業所に勤務していたが、その事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは、同年 6 月以降であることから、その夫自身も同年 4 月の保険料を同年 6 月以降に納

付していることが、市役所の国民年金被保険者名簿から確認できることを考え併せると、申立人の保険料についても納付されていたとは考え難い。

さらに、申立期間の妻の保険料を納付していたとする夫は、保険料額及び納付場所等について記憶が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 47 年 6 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 47 年 6 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 9 月まで

昭和 49 年 11 月ごろ、母親と一緒に当時の居住地の区役所で国民年金加入手続を行ない、母親は 10 年分国民年金保険料を納付すれば年金がもらえると言われ、私は今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので、50 年 9 月に転居するまで何回かに分けて申立期間の保険料を区役所出張所、郵便局、銀行で納付した。納付した金額をはっきり覚えていないが申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の母親と連番で払い出されていることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日から加入手続を行ったのは昭和 49 年 10 月 20 日ごろと推認され、当時は第 2 回特例納付が行われていた期間であり、さかのぼって保険料を納付することは可能であった。事実、申立人の母親については年金受給権を得るために、昭和 36 年 4 月から 49 年 9 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人は加入手続を行った昭和 49 年 10 月以降保険料を納付すれば年金受給権は得られるため、その母親と同様に国民年金制度発足時にさかのぼって保険料を納付する必然性はなかったものと考えられる。

また、申立人は、納付した金額をはっきり覚えていないが全部で何十万円かと思うと主張しているが、主張する金額と特例納付した場合に必要な金額とは大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人には、昭和 36 年 4 月に同年 4 月分の保険料を納付した別の

国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年5月に資格喪失となっていることが確認できるが、申立人にその記憶が無く、平成17年2月時点において現在の基礎年金番号に統合されていることから、特例納付を行ったとする当時は昭和36年4月の保険料は未納の記録となっていたと推認でき、特例納付により国民年金制度発足当初から納付したならば、同年4月も納付されているのが自然であるが、同年4月分が重複納付により還付されたとする記録は見当たらず、不合理である。

加えて、申立人は、現年度分の保険料と同時に特例納付の保険料を複数の金融機関を通じて納付したとしており、近接した時期に複数の金融機関で納付したとしているにもかかわらず、特例納付の保険料の納付実績のみが、すべて記録されていないのは不自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1564

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 37 年ごろ国民年金加入手続を行った。時期についてははっきり覚えていないが、特例納付を 3 回行ったはずである。第 1 回目及び第 2 回目に納付した金額ははっきりしないが、保険料は自分で用意した。最後の第 3 回目は義姉に約 30 万円借りて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付を 3 回行ったと主張しているが、特例納付したとする時期及び金額について、聴取の過程において申立内容が変遷し、かつ、申立人も事故の後遺症により記憶がはっきりしないとしているため、国民年金保険料の納付状況、保険料の納付対象期間等一切判然とせず不明であり、申立人が納付したとする保険料額の特定も困難である。

また、社会保険庁の納付記録によると、申立期間直前の昭和 40 年 4 月から 45 年 1 月までの期間について、第 3 回特例納付期間である 55 年 6 月 2 日に保険料を納付していることが確認でき、申立人の義姉からも第 3 回特例納付の時期に申立人に特例納付を行うために約 30 万円を貸したとする証言が得られていることを考え併せると、申立人は当該期間の保険料を第 3 回特例納付により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について特例納付を行った場合、記録上納付済みとなっている期間と併せた保険料額は相当高額であり、申立人の義姉が特例納付を行うために貸したとする金額と大きく乖離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

たことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1565

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 1 月まで

国民年金の加入については、近所の方々に誘われ、昭和 41 年か 42 年頃、長女を乳母車に乗せて、市役所の支所に手続に出向いたことを明確に覚えている。その後、昭和 46 年末に転居したが、やはり同様に市役所で国民年金の手続をした。前住所地で納付していたからこそ、転居先でも国民年金の手続をしたのを覚えている。保険料は、いずれも集金人に納付しており、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年か 42 年頃、近所の人々の誘いから、市役所で国民年金に加入し、転居後も速やかに国民年金の住所変更手続を済ませ、申立期間の保険料はいずれも集金人に納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入を誘われたとする近所の人にも証言が得られる状況にはないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人から提出された申立期間における申立人の夫の源泉徴収票をみると、昭和 43 年分の社会保険料の控除金額欄の申告した金額は 0 円となっており、それ以外の年分で金額が記載されているものについても、当該金額の内訳が不明であり、国民年金保険料額を特定することが困難であることから、保険料の納付があったことを推認することはできない。

さらに、申立人は、昭和 43 年 4 月の申立期間当初より、既に厚生年金保険に加入中の夫と結婚しており、国民年金の強制加入対象者ではなかったとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 48 年 2 月であり、任意加入であることから、申立期間は被保険者となり得る期間ではなく、国

民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1566

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 1 月まで

国民年金の加入手続は私が 20 歳になったことを機会に、母親が昭和 46 年 3 月ごろに区役所でしていると思う。私自身は何もしていないので、具体的なことは分からないし、37 年前のことで納付の資料は何も無いが、母親と一緒に生活していた家族のために国民年金に関して一括して手続をしていたことは兄たちも承知している。当時自宅兼洋服店で一緒に働いていた他の家族（母、兄、姉）の保険料が納付済みになっているのに私だけが未納になっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金に関する家族の手続のすべてを一括して行っており、現に申立人以外の家族の保険料については納付済みの記録があるにもかかわらず申立人の保険料のみが未納とされていることは納得ができないと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に死亡していることから、その加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳は昭和 48 年 7 月 26 日に発行されており、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人が 20 歳になった時にそれまで家族の国民年金の加入手続等のすべてを一括して行っていた申立人の母親が、兄や姉の時と同じように加入の手続をしているはずだと主張しているところ、申立人の兄と

姉については国民年金手帳記号番号がそれぞれの 20 歳到達時期に見合っ
て発行されており、申立期間における国民年金保険料は納付済みとされて
いるが、申立人の手帳記号番号は職権適用による払出しの可能性が高いと
されていることから、国民年金加入の事情が異なっていたとみるのが自然
である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付し
ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申
立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら
ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの
と認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1567

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 59 年 3 月まで

昭和 59 年 4 月に父親が私の代理で、国民年金の加入手続を市役所で行った。保険料の未納期間が 1 年 7 か月であったため、2 年以内であれば保険料をさかのぼって納付できると言われたので、父親が保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されていることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人が昭和 61 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 7 月の誕生日の前後に市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、市役所の出先機関で毎月又は 2 か月ごとに国民年金保険料を納付していたが、時には元夫が保険料を納付したこともあったと思う。しかし、52 年 4 月に転居した後の期間については、保険料を納付した記憶がはっきりしない。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月の誕生日の前後に市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、申立人又は申立人の元夫が、毎月又は 2 か月ごとに申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 58 年 7 月に払い出されているとともに、申立人が居住する市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、市が同年 5 月 28 日に申立人の国民年金の資格取得届を受理したことが確認できることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の納付記録によると、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が納付済みとされているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が同年 7 月に払い出されていることから、同期間については過年度納付によるほかなく、申立人は、国民年金の加入後に納付可能な保険料をさかのぼって納付したことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、申立人が転居した昭和 52 年 4 月以降

の期間について、国民年金保険料を納付した記憶がはっきりしないと証言していることから、同期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年5月まで

私の夫が会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことをきっかけに、夫から私も国民年金に加入するよう勧められ、私は、昭和42年又は43年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、区役所で申立期間の国民年金保険料を納付した。領収書は受け取ったものの、後日、領収書に領収印が押されていないことに気が付いた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、領収印のない昭和42年11月から43年6月までの領収書を所持していることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、そのうち同年6月の保険料については、50年12月に第2回の特例納付により納付されていたことが、同年12月6日の領収印がある領収書により確認でき、少なくとも同年12月時点では、43年6月の保険料は未納であったことが推認できる。

また、申立人が所持している領収印のない昭和42年11月から43年6月までの領収書は1枚であり、そのうち同年6月の1か月分の保険料を納付せずに残りの42年11月から43年5月までの7か月分の保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人は、区役所で申立期間の国民年金保険料を一括して納付した際にもらった領収書に領収印が押されていないことについて、後になって気が付いたと主張しているが、申立人が所持する申立期間の「納付書・領収証書」は、社会保険事務所が発行した過年度保険料である国庫金を取り

扱ったものであり、申立期間当時、申立人が居住していた区では、区役所の窓口ではこの納付書により保険料を納付できなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び平成元年 3 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 平成元年 3 月から 3 年 2 月まで

私は、昭和 45 年 3 月ごろに区役所で父親から勧められていた国民年金の加入手続を行った。その後、同年 4 月から毎月、銀行で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。付加年金にも 46 年 4 月ごろに加入し、同時に付加保険料も納付していた。

また、申立期間②については、当時事情があつて約 3 年間の年金の空白期間が生じたため、私は、平成 3 年 4 月ごろに区役所で相談した際、担当者から 2 年間はさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞いた。具体的な手続や保険料の納付状況までは憶えていないが、勤務先の会社の近くの金融機関で保険料をさかのぼって納付した。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料、申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 45 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 48 年 3 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得日が昭和 48 年 4 月 12 日とされていることから、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成 3 年 4 月ごろに区役所で厚生年金保険から国民年金へ切替手続きを行い、さかのぼって納付できる保険料はすべて納付したと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き、納付金額などの記憶が不明確である上、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の所持する年金手帳にも、申立期間②当時、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡が見受けられないことから、申立期間②は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び平成元年 3 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料及び昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 31 日まで
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社及びB社の記録が無い旨の回答をもらったが、トラック運転手として同社に勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の代表取締役及び同僚の供述から、申立期間①のA社に勤務したことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間の申立人が現在勤務しているC社へ提出した履歴書の職歴欄には、申立期間について、A社に勤務したという記載は無い。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金被保険者原票の整理番号に欠番は無い上、同社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のB社は、登記簿から申立期間には法人設立されていたことは確認できるが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、両社の雇用保険の加入記録も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 1 日から 28 年 3 月 15 日まで
② 昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 12 月 4 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 16 日から 35 年 2 月 7 日まで
④ 昭和 35 年 2 月 10 日から 41 年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社、B社、C社D工場、C社E工場の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済み期間とされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が示されているとともに、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間④に係る事業所の退職後、昭和 41 年 2 月 22 日に重複整理されたことが、申立期間④に係る被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所によると申立期間は、脱退手当金支給済みとされているとのことだが、脱退手当金の手続をしたことも支給を受けたことも無いので、調査して誤りであれば支給記録を取り消してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社で、2年以上の被保険者記録がある女性 18 名のうち、6名に脱退手当金の支給記録があるが、いずれも6か月以内に支給されている上、6名のうち、申立人を含めて脱退手当金の支給日が同日の例が2組あることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、私は、昭和 25 年 5 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで A 将校クラブに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 将校クラブでアシスタントマネージャーとして勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号）により、昭和 26 年 7 月 1 日からは、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、強制被保険者とならない取扱いとされたため、申立人については、当該通知どおりに厚生年金保険被保険者資格を喪失していたと推認される。

また、申立人が名前を挙げた上司も申立人と同様に昭和 26 年 7 月 1 日に資格喪失をしていることが確認できる。

さらに、駐留軍の施設に勤務する日本人の労務管理に関する資料は、現在 B 機構に引き継がれているが、同機構 C 支部が保管している厚生年金保険個

人別台帳においても、申立人の資格喪失日は昭和 26 年 7 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 26 日から 31 年 4 月まで
② 昭和 31 年 4 月から 33 年 10 月まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、私は、A社に昭和 30 年 4 月から 31 年 4 月まで勤務し、同社を退職後B劇場内にあったC食堂に 31 年 4 月から 33 年 10 月まで勤務していた。C食堂の会社名が同食堂と同じであったか別の名前か分からないが、従業員も大勢いた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社（現在はD社）は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存していないため、申立人に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

また、複数の同僚に聴取を行ったものの、申立人がA社を退職した日が確認できる供述等を得ることができなかった。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、C食堂は厚生年金保険適用事業所となっておらず、商業登記簿謄本も該当する事業所の記録が確認できない。

また、C食堂が営業を行っていた劇場を経営しているE社に照会したとこ

ろ、申立期間当時の資料等は無く、C食堂の会社名、雇用主は不明との回答であった。

さらに、申立期間当時E社に勤務していた複数の者に聴取したところ、C食堂は記憶にあるが、その会社名、従業員の雇用関係は分からないとの証言であった。また、申立人も会社名及び事業主の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 32 年 3 月まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間は夜間高校に通学しながらA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している同僚には、申立人の申立期間を含めてA社の厚生年金保険の被保険者記録が存在すること及び創業時からA社に勤務している者の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、創業時から勤務していた者が、「申立人のように夜間高校に通学しながら勤務していた者の社会保険に関する取り扱いは、通常の社員とは異なっており、自分から社会保険の加入について申し出が無い場合は、加入させていなかった可能性がある」旨を証言していること、また、申立人の高校の先輩であり、通学しながら勤務し、A社における被保険者記録が存在する者が、「自ら、社会保険の加入を事業主に申し出て加入させてもらった」旨の証言をしていること、さらに、申立人の高校の後輩で、通学

しながら勤務していた者には、A社における被保険者記録が存在しないことから、A社では、夜間高校に通学しながら勤務していた者は、通常、社会保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社が社会保険の適用になった昭和27年4月14日から、被保険者資格取得日が34年4月1日までの期間に申立人の記録は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 26 日から 31 年 6 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間についてA社の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、Bが保管する資料により、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

また、A社は当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、連絡の取れた当時の同僚は、「当時、当該事業所では、期間については記憶に無いものの、試用期間があった」旨の供述をしている。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間中のA社の健康保険厚生年金被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 13 日まで
② 昭和 41 年 12 月 15 日から 42 年 3 月 21 日まで

平成 19 年に社会保険事務所に行き脱退手当金について説明を受けた。申立期間について脱退手当金が支給されたと記録されているが、支給を受けた記憶は無い。

当時社会保険事務所に行った記憶も無く、夫は銀行員という生活だったので、脱退手当金をあてにする様な生活状況ではなかった。調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票の申立人の整理番号前後 50 名及びオンライン記録にある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 3 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 23 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 名について資格喪失日の約 3 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているほか、事業主も退職時に脱退手当金に関する説明を行い、従業員に代わって脱退手当金の請求手続をしていたと証言していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月の

昭和 42 年 8 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から36年12月31日まで
② 昭和37年8月15日から38年4月20日まで
③ 昭和41年2月5日から42年7月21日まで

年金を脱退手当金として貰っていると書面で送られてきたが、私は、将来、老齢厚生年金を老後の生活の糧と考えていたので、一時金である脱退手当金を貰ったことが無い。厚生年金保険の被保険者記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立期間③と近接した時期に脱退手当金の支給を受けた複数の女性に聞き取りを行ったところ、「会社を通して脱退手当金の請求をしたので、自ら請求書を提出するために社会保険事務所へ行ったことは無い」、「会社からの退職金は無く、脱退手当金を現金で貰った」などの証言があったことを踏まえると、A社では申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 21 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 21 日まで A 社に勤務していた期間について、社会保険事務所より、平成 19 年 10 月 29 日付けの厚生年金保険期間照会回答書を受取ったところ、当該期間は脱退手当金を受給しているため、年金額の計算には算入されないという内容だった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したこともない。当時は、住所も移転しており、社会保険事務所から脱退手当金の連絡を受けたことなど無く、脱退手当金は受給していないので、どうしても承服できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 9 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月ごろから36年7月16日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間についてA協会B支部の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会B支部の臨時雇用名簿及び辞令により、申立人が申立期間において、A協会B支部に勤務していたことは認められる。

一方、A協会B支部は、「臨時雇用等正社員以外の者に対しては、アルバイト扱いであったため、厚生年金保険の資格取得の届出を行わなかった」としており、「申立人の申立期間に係る保険料を控除していない」としている。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、A協会B支部が加入している健康保険組合は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月20日から27年7月19日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険庁に照会したところ、A事業所に勤務していた昭和26年5月20日から27年7月19日までの厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の上司は、「申立人は確かに申立期間に勤務していた」と供述していることから、申立人は申立期間についてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間中に勤務していたとするA事業所は、社会保険庁の記録から、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A事業所の総務担当者は「申立期間当時は適用事業所ではなく、したがって厚生年金保険料は控除していなかった」旨の供述をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年9月まで

私は、昭和20年4月から同年9月まで、A社B工場に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

昭和20年3月に国民学校高等科2年を修了し、同年4月に学校のあっせんでA社に入社した。同社で勤務していたことに間違い無く、申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に入社に至った当時の状況や職場の様子や仕事内容を鮮明に記憶していることにより、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社B工場は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。また、A社B工場のあった場所には同工場のほかに、A社C工場と同社D工場が存在し、両工場は厚生年金保険の適用事業所となっていたものの、両工場の健康保険厚生年金被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社C工場と同社D工場の事業を継承したE社においても、A社B工場に係る詳細な資料に乏しく、同工場の詳細な記録は不明であるとし、当時の資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を保管していないことから、申立人の厚生年金

保険適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、これらの同僚等から、A社B工場について、申立人の勤務の状況について確認することができない。

このほか、A社B工場に係る雇用保険の被保険者記録は、失業保険法の施行前の期間であるため確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から36年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答をもらったが、同社には昭和33年6月1日から36年10月1日まで、坑内保安係員として勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所で管理するA社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は坑内保安係員として勤務していたとしているが、申立期間に厚生年金保険の第3種被保険者で資格取得した者は無く、申立人が同僚とする者の氏名も、同名簿に確認できない。

加えて、申立人が勤務していたとするA社には当時の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月ごろから28年6月まで
私は、昭和26年4月ごろから28年6月までA病院で医師として勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無い。この期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の記憶から、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等、保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も無い。

また、同僚看護師は「当時、A病院では、5名程度の医師が在籍していた」と供述しているところ、当該看護師が名前を挙げた5名の医師のうち4名については、厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同年齢の医師についても、A病院において被保険者となっていないことから、A病院においては、一部の医師のみを厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月から35年3月31日まで

昭和33年10月にAからBに来て、職安で照会してもらったCにあった、スカーフ及びマフラー等の縫製をしていたD社に、昭和34年1月から35年3月まで勤務していた。また、同じ事業所で勤務していたEさんも、D社で厚生年金保険の被保険者として厚生年金を受給しており証明している。間違い無く勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所で管理するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間に同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が憶えていた同僚4名のうち2名は、D社での厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月3日から33年5月1日まで
② 昭和33年8月2日から36年9月12日まで
③ 昭和37年2月1日から42年1月1日まで

社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みであると言われた。

しかし、当時は脱退手当金という制度は知らず、夫も受領していないし記憶に無いと言っている。しっかり調査をして回答をいただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月5日から44年4月1日まで

私は昭和43年11月から44年4月までの間、A社で調理師として勤務していたが、厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いため、当該期間については被保険者期間とは認められないとの回答を社会保険事務所から受けた。納得いかないため再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等、保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も無い。

また、申立人は当時の同僚として3名の名前を記憶しているが、そのうち2名については、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことから、A社においては、厚生年金保険の取り扱いについて従業員ごとに区別していたことがうかがわれる。

さらに、当時の事業主は、「調理師免許がなければ調理師補助として採用していた。調理師補助については、社会保険には加入させず、アルバイトのような取扱いであった」旨の証言をしているところ、申立人の調理師免許取得は、A社を退職した5か月後であることから、当時は調理師補助として採用され、厚生年金保険加入手続きがなされていなかったものと考えられる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社における厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、上司と同僚の名前も覚えており、保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立内容と同僚の証言から推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、申立人が述べている、当該事業所における上司及び同僚は共に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、申立てに係る当時の事実を確認できる関連資料として当該事業所の「社会保険番号簿」があり、これを当該事業所が調査したものの、申立人の氏名は記載されていなかったとの回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月 21 日から 62 年 4 月 30 日まで
② 昭和 62 年 5 月から 63 年 6 月まで

社会保険事務所で厚生年金の記録を確認したところ、法律事務所で秘書として勤務した期間がもれていた。実態は未適用事業所のようなが源泉徴収票により社会保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び給与所得の源泉徴収票から、勤務実態は確認できる。

しかし、B社（B社が雇用契約し、A法律事務所に派遣されC氏秘書として勤務）は厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の給与明細書や賃金台帳も無く、保険料控除をうかがわせる関係資料は無い。

さらに、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、B社に入社する前に勤務していた事業所において控除された金額と思われる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から勤務実態は確認できるが、D法律事務所についても厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の給与明細書や賃金台帳も無く、保険料控除をうかがわせる関係資料は無い。

さらに、D法律事務所勤務当時の同僚によれば、雇用保険の手続きはしていたが、年金については各自で国民年金保険に加入することを条件に採用していたとの証言を得ている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。